

第2次木津川市男女共同参画計画 事業調査票(令和8年度調査:7年度分)

※評価:A.実施できた・B.一部実施できた・C.実施できなかった

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)		課題・今後の方向性
							評価		
1	基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①女性の登用を推進する環境整備	審議会等における委員の男女構成比の定期的な調査と公表	人権推進課	市の審議会等の女性委員の人数・割合を定期的に調査・公表するとともに女性委員の登用が進んでいない審議会等については、その要因を所管課とともに分析し、対応策を協議する。	A	毎年、庁内各課に照会している調査結果を庁内LANに掲載して更なる女性委員の登用を呼び掛けるとともに男女共同参画審議会の資料として市のホームページで公表した。	引き続き調査と公表を続けて、庁内各課へも女性委員の更なる登用を呼び掛けていく。
2				審議会等における女性委員登用率の目標設定と進捗管理	人権推進課	審議会等における女性委員登用率を40%以上60%以下に設定して、毎年庁内に照会をかけて登用率を出している。女性委員の登用が進んでいない審議会等については、その要因を所管課とともに分析し、対応策を協議する。	B	毎年、庁内各課に照会している。令和7年4月1日現在、庁内の女性委員の割合は36.6%。調査結果を庁内LANに掲載して更なる女性委員の登用を呼び掛けている。複数の審議会等の登用率が目標値に達しておらずB評価とする。	第2次男女共同参画計画の目標値「男女双方が40%以上60%以下」に達成することが出来なかったため、庁内各課へのヒアリングを強化し、女性委員の更なる登用を呼び掛けていく。
3				審議会等における委員公募制の導入の拡大	人権推進課	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制を積極的にする。	B	委員構成は、規定により委員区分が定められていることや専門知識を有する者の選任が必要等から、公募委員の登用が難しい審議会等も多くある。公募委員の女性の割合も低く、今年度の公募委員46人中女性委員は6人であった。	女性の参画促進に向けて、委員公募時の女性の応募促進、女性人材の発掘方法などを図る。 委員選任の際に女性登用を積極的に検討することで審議会等で多様な視点の確保に努める。
4				男女共同参画人材リストの作成及び提供	人権推進課	各委員会・審議会における男女構成比の均衡、各種講座等の講師選定など男女共同参画事業を推進するため男女共同参画リストの作成及び提供をする。	A	男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。人材リストは広報きづがわに年一回掲載して登録を呼びかけている。活用については庁内LANで周知し、各課に情報提供を行っている。	人材リスト登録について広報やHPで周知し、引き続き、活用も庁内LANで周知していく。
5			②政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	市の女性管理職登用率の目標設定と進捗管理	人事秘書課	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある職場の実現を図るため、女性職員の管理職への登用率を30%以上にする。	B	女性職員の管理職への登用を行った。 令和7年4月1日現在 28.0%	今後も引き続き女性職員の管理職への登用を積極的に行っていく。
6-1				農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	観光商工課	関係団体の女性役員登用	B	商工会役員については、33名中1名である。	女性役員の登用促進について、商工会事務局を通じ引き続き依頼を行う。
6-2					農政課	木津川市農業委員又は農地利用最適化推進委員として女性委員を1名登用(地元団体等推薦)	A	木津川市農業委員として女性委員は1名。(任期:令和10年9月30日まで)	次回の農業委員の選考に向けて、農業に関する識見を有する女性の農業者を人選する。
7				女性のリーダー養成研修の実施	人事秘書課	係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材育成を推進するとともに、女性職員においても各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。	A	令和7年度において、女性職員の各役職段階に応じた研修へ22人が参加した。	今後も引き続き女性職員における各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。
8		(2)働く場における男女共同参画の推進	③雇用の分野における男女平等の職場づくりと女性の能力開発	市の女性職員の外部研修への積極的派遣	人事秘書課	係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材育成を推進するとともに、女性職員においても各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。	A	令和7年度において女性職員の各役職段階に応じた研修へ22人が参加したほか、職員を外部研修へ積極的に派遣した。	今後も引き続き女性職員における各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。
9-1				市内事業所に対する女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用の促進	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
9-2					人権推進課	市内事業所に対する女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用の促進を目指す。	A	京都労働局及び京都ジョブパークの作成するチラシやリーフレットの配架をしており、A評価とする。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
10-1				「男女雇用機会均等法」等労働関係法令順守の周知・啓発	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
10-2					人権推進課	労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的として男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知を行う。	A	国や京都労働局からのチラシやリーフレットを配架しており、A評価とする。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
11-1				女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
11-2					人権推進課	母性保護や母性健康管理に関する雇用の周知を行う。	A	国や京都労働局からのチラシやリーフレットを配架しており、A評価とする。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
12-1				市内事業所に対するメンタルヘルス対策の促進	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
12-2					人権推進課	市内事業所にメンタルヘルスに関する対策の促進を目指す。	A	京都労働局からのチラシやリーフレットを配架しており、A評価とする。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
13				市内事業所に対する非正規労働者の待遇改善の啓発	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
14				資格取得講座等の開催	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
15-1				就職、再就職のための情報提供	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
15-2					人権推進課	京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報を提供する。	A	ハローワークの求人募集やジョブパークの就職相談会のチラシは目につきやすいよう、一般のチラシと分けて配架している。	引き続き、関係機関と連携して情報提供をしていく。
16-1					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。

No	基本 目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)		課題・今後の方向性
							評価		
16-2				再就職準備セミナーの開催	人権推進課	女性に対する再就職の準備を目的として就業支援講座を開催する。	A	女性の応援セミナーと題しての4講座と、PO講座を実施し、今後の就労意識につながるような内容で開催した。72名参加。	今後も女性の応援セミナーと題して就労支援講座を実施する。
17-1				京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報の提供	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
17-2					人権推進課	京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報を提供する。	A	ハローワークの求人募集やジョブパークの就職相談会のチラシは目につきやすいよう、一般のチラシと分けて配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
18-1			④多様な働き方への支援	起業相談・起業講座の実施や起業に関する情報の提供	観光商工課	「創業支援事業計画」を認定し、関係機関との情報提供を適宜行う。	A	平成28年5月20日付「木津川市創業支援事業計画」を認定。連携する創業支援事業者が作成するリーフレット等の配架	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
18-2					人権推進課	女性の就業能力の開発支援を目的として起業のための情報提供等の支援を行う。	A	起業セミナーのチラシの配架をおこなった。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
19				女性農業者等の認定促進	農政課	農業者への女性の推挙、女性の認定農業者・認定新規就農者として相応しい人物の認定審査。	B	認定農業者の女性の認定数は1件（令和7年度中の認定件数は11件。総数33件） 認定新規就農者の女性の認定数は0件（令和7年度中の認定件数は3件。総数8件）	今後、新たに農業者として相応しい人物がいれば推挙していく。また、認定農業者の女性参画・担い手確保に向けて促進していく。
20-1				農業・商工業等における女性の経営参画促進のための学習機会や情報提供	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
20-2					農政課	市や普及センターが企画、実施する研修会等へ女性農業者の参加を促進。	B	女性農業者へ農業経営の研修会や相談会を案内した。	引き続き支援を行う。
21-1			⑤ハラスメントのない職場づくりの推進	事業所におけるハラスメント防止対策義務化の周知徹底	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
21-2					人権推進課	事業所におけるハラスメント防止対策の義務化を目的として周知を行う。	A	京都府や京都ジョブパークが作成したチラシなどを配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
22				市民に対するハラスメント防止に向けた啓発	人権推進課	市民に対するハラスメント防止を目的とした啓発を行う。	A	ホームページに掲載しているジェンダーに関する動画の第2部「職場におけるジェンダー」で、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）やハラスメント防止の啓発を行っている。	引き続き、啓発を行う。
23-1				庁内におけるハラスメント防止対策の強化	人事秘書課	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。 職員のハラスメントに対する意識を高めることを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和7年度は6種類の研修を実施し、計363人が参加した。	各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。人権研修などの集合研修では、研修後グループに分かれて研修の振り返りの場、集合研修（オンライン研修も含めて）受研者全員にアンケートの実施、個別の研修については、復命書の作成により、職場へのフィードバックのための機会を設けている。
23-2					人権推進課	庁内におけるハラスメント防止対策を目的として啓発を行う。	A	ホームページに掲載しているジェンダーに関する動画の第2部「職場におけるジェンダー」で、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）やハラスメント防止の啓発を行っている。	引き続き、啓発を行う。
24		(3)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	⑥事業所等における両立支援の取組の促進	育児休業や介護休業等の制度改正情報の周知徹底	観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
25				市内事業所に対する次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用の促進	観光商工課	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行う。	B	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行っている。	引き続き、所管課と連携し情報の提供を行う。
26-1					観光商工課	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行う。	B	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行っている。	引き続き、所管課と連携し情報の提供を行う。
26-2				国・京都府内の両立支援企業認証制度の周知と取得促進	人権推進課	国や京都府の両立支援企業認証制度の周知と取得促進を目的として情報提供を行う。	A	京都府や京都ジョブパークが作成したチラシなどを配架した。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
27-1					観光商工課	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
27-2				ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の周知・啓発	人権推進課	事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための周知・啓発を行う。	A	市ホームページに「男女共同参画社会をめざして」というタイトルで仕事もプライベートも大切に自分らしく生きるフィンランドの事例を紹介してワーク・ライフ・バランスについて啓発をしている。市民・職員対象にワーク・ライフ・バランス講座を開催、周知啓発を図ったためA評価とする。	今後も引き続き継続していく。
28-1		⑦仕事と家庭・地域活動等との両立支援		保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実（一時保育・休日保育・延長保育・病児病後児保育等）	保育幼稚園課	延長保育・一時預かり・病児病後児保育の実施など、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、働きやすい環境を整える。	A	延長保育（19園）、一時預かり（10園）、病児・病後児保育（直営1か所・民間園4園）を実施し、保護者のニーズに応じた保育サービスの提供を図った。	木津川市子ども・子育て支援事業計画により保育ニーズを踏まえながら取り組みのさらなる推進を図る。
29				放課後児童クラブの充実	こども未来課	保護者が就労等で自宅に不在の小学1年生から6年生までの児童を対象とし、放課後や週末等の子ども達の適切な遊びや生活の場を確保する。	A	市内13児童クラブにおいて、延べ15,677名の保育を行ったためA評価とする。	さらなる児童クラブの運営の充実を図る。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)		課題・今後の方向性
							評価		
30				ファミリーサポートセンター事業の充実及びサポーターの育成	保育幼稚園課	会員相互の育児援助を実施することで、仕事と育児の両立を支援し、安定した子育てができるようにする。 育児援助を行う会員に対しては、事前に講習会を実施し、活動に必要な知識や技能を習得できるようにしている。	A	令和7年度は会員数392名、活動件数413件となり、保育所の送迎や習い事の送り等、仕事と育児の両立支援を行った。また、担い手となる会員に対し、各講師とも内容を工夫しながら活動に必要な講習を実施した。	取り組みを継続する。
31				家族介護者交流事業の実施	高齢介護課	在宅の要介護高齢者の介護者を対象として、介護者間の交流を目的とする取組を行い、介護者の身体的、精神的負担を軽減する事業	A	令和7年度は介護者のつどいを2回開催、また委託事業である介護者交流事業は6回開催し、介護者が集い、当事者同士での情報交換や交流を図るなど有意義な場となったため、A評価とする。	今後も介護者交流事業を通じて、介護者の精神的負担軽減に資する取組を継続していく。
32				介護保険サービス利用に関する相談と適正利用の推進	高齢介護課	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センター及び関係機関と連携をはかり対応を行っている。	A	相談事業に関しては、広報・ホームページに掲載するとともに、啓発等での出前講座において、相談窓口である地域包括支援センターの周知を行っているためA評価とする。	市、地域包括支援センター、他機関等と連携し住民の相談を受け止め、相談者の実情に応じた適切な支援が行えるよう取り組む。
33-1		(4)家庭・地域における男女共同参画の推進	⑧男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性対象の料理教室等の開催	健康推進課	男性の家事参加促進、調理技術の向上を目的に調理実習と講義を実施。	A	1回実施し、18名が参加したためA評価とする。	取り組みを継続する。
33-2					人権推進課	家庭における男女共同参画の促進を目的として男性対象の料理教室を開催する。	A	令和7年度は3回コースを春秋の2回実施して、のべ人数67名参加した。講座は少人数制で全ての料理工程を自分で行うため、わかりやすいと好評を得ている。	引き続き、取組を継続する。
34				男性が子育てにかかわるための父親教室等の開催	保育幼稚園課	父親の子育て参加を推進するため、つどいのひろばにて父親教室を開催。	A	父親教室を開催し、子育て参加のきっかけの場を提供した。	事業を継続し、父親の子育て参加を推進する。
35				地域団体の役職者への女性の登用促進	総務課	各地域から選出される地域長及び副地域長への女性の参画の促進	B	加茂駅東地域では地域長が1名選出され、東木津川台地域・州見台地域・加茂西部地域では副地域長がそれぞれ1名ずつ選出され、合計3名となっている。	地域長及び副地域長は、各地域内で選出されているが、中々女性が選出されない状況である。
36				行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	人権推進課	男女共同参画に関する理解を深め、男女平等の意識づくりを高めることを目的とする。男女共同参画講演会、講座、キラリさわやかフェスタなどを開催。	A	令和7年度は男女共同参画講演会、DVD上映会&おしゃべり会、キラリさわやかフェスタを行い、市民団体との協働や地域のネットワークづくりに取り組んだためA評価とする。	引き続き、取り組みを継続する。
37-1				地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	学研企画課	京都府地域交響プロジェクト交付金などを活用し、NPOが自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。	A	令和7年度は、25団体が京都府地域交響プロジェクト交付金を活用し事業実施されたためA評価とする。	引き続き、事業を継続し、各団体において活動継続できるよう、次代の人材確保や様々な情報共有、団体間交流の促進とマッチング等の支援に努める。
37-2					総務課	コミュニティ助成事業などを活用し、地域住民が自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。	A	コミュニティ助成事業補助金2団体	引き続き、事業を継続し、各団体において活動継続できるよう、次代の人材確保や様々な情報共有、団体間交流の促進とマッチング等の支援に努める。
37-3					観光商工課	現代アートを活用したまちづくり事業で、市内外の交流人口の増加、市の魅力を発信するきっかけづくりとして実施している。令和7年度は、木津川アート2025を開催した。	A	来場者数：2,500名 アートイベントを開催することで、市内外の交流人口の増加、市の魅力を発信するきっかけづくりとなっている。また、スタッフ及び市民サポーターの半数以上を女性が占めているのでA評価とする。	各種イベントを通じて多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、イベント内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。
38				男女共同参画推進のための拠点(女性センター)の活用	人権推進課	男女共同参画を進めるための場の提供を目的として女性センターを活用する。	A	女性センターを活用して男女共同参画事業や講座を行ったためA評価とする。	今後も女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。
39			⑩災害対策における男女共同参画の推進	女性消防団員の活動の充実	危機管理課	女性消防団員による消防・防災に関する啓発活動の実施	A	消防団員募集等の啓発活動、年末警戒及び出初式への参加等、各種行事、啓発活動に参加	継続
40				男女のニーズに対応した地域防災計画の推進	危機管理課	男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した避難所管理運営に取り組む、地域防災計画に反映	A	地域防災計画については、取り組みの成果を反映するため、毎年、見直し修正を実施している。	継続
41				多様な市民に配慮した避難所運営の推進	危機管理課	男女のニーズの違いに配慮した、避難所開設・運営マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた避難所の運営	A	R7.6.2に避難所担当職員を対象に、開設・運営訓練を実施し、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営体制を確認した。 避難所開設時には、女性1名を含めて配置し、女性のニーズに対応できる体制により対応している。	継続
42	基本目標2 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現	(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶	⑪あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透	DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施	人権推進課	あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透をめざして、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発事業を実施する。	A	DV防止啓発の記事を広報きつわに掲載した。女性センターにDV防止パネル展示を行い、また市内商業施設にて街頭啓発を実施して市民に啓発を行ったためA評価とする。	引き続き広報活動をして市民に周知・啓発を図る。
43				「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知	人権推進課	あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透をめざして関係法令の周知を行う。	A	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、街頭啓発やDV啓発パネル展示で周知・啓発を行ったためA評価とする。	引き続き継続して周知を行う。
44-1			⑫セクシュアル・ハラスメント、性被害等の防止対策の強化	発達段階に応じた性教育の実施	学校教育課	性の逸脱行為等の増加を踏まえた生命の尊重を認識する人間形成の育成を目的とする。	A	思春期の児童・生徒には、発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズ等を含めた性教育を実施しているためA評価とする。	今後も同様に取り組んでいく。
44-2					こども家庭支援課	乳幼児期においては、乳児訪問時や乳幼児健診・相談時に保護者に対して正しい性知識を指導している。	A	・乳幼児相談：30回、985名 ・乳幼児健診(集団)：66回、1,562名 ・発達相談：1,012名実施 健診及び相談事業時に実施のためA評価とする。	取り組みを継続する。
45				教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	学校教育課	市内各小中学校における教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	A	各小中学校におけるコンプライアンス研修の一環としてセクシュアルハラスメント防止研修を実施しておりA評価とする。	今後も同様に取り組んでいく。
46			⑬女性や子どもへの暴力防止対策の推進	リーフレット等による意識喚起、相談窓口情報の提供	人権推進課	DVリーフレットを作成して意識喚起や相談窓口情報の提供を行う。	A	女性センターで作成したDVリーフレットにて意識喚起や相談窓口情報の提供を行っている。	引き続き、DVリーフレットで情報提供を行う。

No	基本 目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)		課題・今後の方向性
							評価		
47				デートDV予防講座の実施	人権推進課	女性や子どもに対する暴力が正しく理解されるよう情報発信や学習機会を提供することを目的とする。	A	令和7年度は男女の対等な関係・望ましい関係を築くために、デートDV防止事業の必要性を周知するため、中学生を対象として講演会を実施した。	以前は教職員やPTAを対象にデートDV講演会を実施していることが多かったが、市内中小学生を対象に実施していくために計画をしていく。
48				要保護児童対策地域協議会の連携と対応強化	こども家庭支援課	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催して、児童虐待案件に対応している。	A	令和7年度は代表者会議2回、実務者会議6回、個別ケース検討会議等46回、実務者研修を1回開催した。 その他、電話・面接・家庭訪問等で子育てに関する相談を受けた。 会議などで連携強化に努めたためA評価とする。	令和6年度よりこども家庭センターにて要保護児童対策地域協議会を運営している。 相談内容の複雑化が見られ、それらに対応する組織体制の強化や職員の技術向上が望まれる。
49			⑭相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会におけるDV対応等の連携・支援体制の整備	人権推進課	要保護児童対策地域協議会にて児童虐待担当課とDV対応等の連携・支援体制の整備を行う。	A	DVのある家庭には児童虐待も多いことから、児童虐待担当課と情報を共有しながら密に連携して業務をしているためA評価とする。	引き続き、担当課と連携して慎重な対応に努める。
50				DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実	人権推進課	DV被害者に対する支援を目的として職員及び相談員の研修を充実する。	A	DVに関わる職員や相談員は積極的に京都府家庭支援総合センターや京都府男女共同センターの研修に参加したためA評価とする。	引き続き、京都府家庭支援総合センターや京都府男女共同参画センターの研修等に積極的に参加する。
51				京都府、警察署等の関係機関との連携強化	人権推進課	DV被害者に対する支援を目的として京都府・警察署等の関係機関との連携を強化する。	A	DV被害者支援のため、相談内容によっては京都府や警察署等連携を行っているためA評価とする。	今後もDV被害者保護のため、関係機関と連携を強化して適切な対応をしていく。
52				DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	人権推進課	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図る。	A	DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口を周知した。健康推進課、くらしサポート課、社会福祉課等関係課でDV相談があれば女性センターに繋いでもらうよう相談体制を充実しているためA評価とする。	引き続き、DV被害者の支援のための各担当課との相談体制の充実と相談窓口の周知を図る。
53-1				児童・生徒等、相談しやすい環境をつくり、子育てのしやすいまちづくりの推進を目的とする。	学校教育課	児童・生徒等、相談しやすい環境をつくり、子育てのしやすいまちづくりの推進を目的とする。	A	カウンセラーを全小中学校に配置することに加え、市としてもカウンセリングルーム、きつぷふれあい教室(高の原)に各1名を配置することにより、相談に対応しておりA評価とする。	今後も継続して実施していく。
53-2				子どもが相談できる窓口情報の周知	人権推進課	女児及び若年層の女性も相談できる窓口情報の周知を行う。	A	女性センターの女性相談は年齢制限は無いが、現在は女児や若年層の女性の相談はほとんど無い。女児や若年層の女性も相談できる窓口として周知を図る。ただし、内容が児童虐待などの場合は担当課と連携しながら対応をしている。また、市役所、商業施設的女子トイレに、手に取りやすい名刺大のリーフレット「女性相談のご案内」を配架し、啓発に努めている。	女性センターでは女児や若年層の女性も対応可であることを周知していく。
54-1		(6)DVの防止と被害者の保護・自立支援	⑮緊急時における被害者の安全確保	行政事務におけるDV被害者情報保護の徹底	市民課	住民基本台帳事務におけるDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置	A	令和7年度中に他市決定分を含めて、34件の新規申請を受理し決定した。	個人情報に十分留意したうえで今後も同様に取り組んでいく。
54-2					総務課	選挙人名簿抄本の閲覧におけるDV被害者等の保護	A	DV被害者等の情報をマスキング処理し、個人情報等の保護に努めている。	引き続き、DV被害者等の個人情報等の保護に努める。
55-1				緊急時における一時保護の実施	人権推進課	DV被害者の一時保護を行う。	A	緊急時はDV被害者の身の安全確保のため、警察やシェルターなどと連携しながら一時保護を実施する体制が整っているためA評価とする。(R7年度0件)	引き続き、警察等と連携しながら一時保護を行う。
55-2					くらしサポート課	DV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)の緊急時における一時的な保護の実施	A	DV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)が緊急的に一時保護を必要とした場合、シェルターへ避難させ医療扶助等の一時保護を実施する体制を整えているが、令和7年度は該当者がいなかった。	引き続きDV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)の緊急時一時保護の充実と努めていく。
55-3					こども家庭支援課	児童を連れたい女性が避難を要する際に、DV支援担当課と連携して対応。	A	人権推進課と連携して面談や協議を実施した。状況に応じ相談対応を行ったためA評価とする。	DV被害者への支援にかかり、人権推進課と連携して対応していく。
56-1			⑯被害者の自立支援	DV被害者等の生活相談・就労相談の実施	人権推進課	DV被害者等の自立を支援するための相談対応をする。	A	DV被害者がシェルターに入った場合は、京都府家庭支援センター、こども家庭支援課、市のくらしサポート課などと連携して今後の生活についてDV被害者とともに自立に向けて協議する体制が整っているためA評価とする。	引き続き、DV被害者の自立に向けて支援を行う。
56-2					くらしサポート課	生活困窮者(生活保護を含む)の生活相談、就労相談等による支援	A	生活困窮者全体に係る生活・就労相談支援等により自立に向けた支援を行った。	引き続き自立に向けて就労支援等の充実に努めていく。
56-3					こども家庭支援課	DV被害に遭った母子をシェルターで一時保護した際に、その後の生活再建に向けて、母子生活支援施設へ入所措置を行う。	A	人権推進課と連携して面談や協議を実施した。状況に応じ相談対応を行ったためA評価とする。	DVの相談等を含め、人権推進課との連携が必要である。
57				DV被害者等の市営住宅の優先入居(入居資格の緩和)	施設整備課	配偶者暴力防止等法規定する被害者を、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、単身入居や、収入基準の緩和の対象としている。	B	令和7年度は2団地9戸の募集を行ったが、対象となる方の申し込みはなかった。	現行の基準は、優先入居ではなく、入居資格の緩和である。 また、市営住宅の老朽化により、現在入居募集の対象となる団地は僅か2団地であり、毎回募集できる戸数が少ないため、優先入居枠を設けることは厳しい状況である。
58		(7)生涯を通じて男女の健康支援	⑰性差に配慮した健康づくりの支援	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	健康推進課	・中学一年生以上の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施 ・女性特有の検診として、個別医療機関での乳・子宮頸がん検診を実施 ・男性特有の検診として前立腺がん検診を実施	A	・骨粗しょう症検診:403名実施 ・乳がん検診:2,633名受診 ・子宮がん検診:3,168名受診 ・前立腺がん検診:2,315名受診 以上の受診があったため、A評価とする。	取り組みを継続する。
59-1			⑱ライフステージに応じた心身の健康対策の推進	年齢段階に応じた性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)教育の推進	健康推進課	・乳がん、子宮頸がん検診の啓発	A	・ピンクリボン運動のポスター掲示、啓発用冊子の配架をしており、A評価とする。	取り組みを継続する。相談しやすい雰囲気づくりに努める。
59-2					こども家庭支援課	・妊娠を希望する夫婦に対して不妊治療に要した自己負担額の一部を助成 ・望まない妊娠に対しての情報提供 ・妊娠届出時の専門職面談	A	・不妊治療等給付:一般、不育合計121人、160件給付 ・妊娠、出産、不妊について相談先の案内を配架 ・妊娠届出時の保健師面接460件実施 事業実施・相談対応を行ったため、A評価とする。	取り組みを継続する。相談しやすい雰囲気づくりに努める。

No	基本 目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)	課題・今後の方向性
							評価	
60				妊娠・出産・子育て期を通じた女性の心と身体への健康支援	こども家庭支援課	子どもを安全に産み育てられる環境づくり、妊産婦と子育て期の女性の心身の健康支援を目的に、マタニティ広場(妊婦教室)、妊産婦健康診査費助成、産後ケア事業、妊産婦訪問、乳幼児相談事業を実施。出産子育て応援給付金の支給を実施。	A ・マタニティ広場：16回実施、妊婦84名・産婦88名、家族156名が参加 ・妊産婦健康診査費助成：妊婦460名・産婦395名に実施 ・産後ケア事業：56名利用(宿泊81回、日帰り22回、訪問13回) ・産婦訪問時にメンタルヘルスチェックを実施 ・出産子育て応援給付金：合計75件 妊婦支援給付金(令和7年度より出産子育て応援給付金から制度移行)：合計804件に給付事業を実施したため、A評価とする。	取り組みを継続する。妊産婦、子育て期の心身の健康を支援することはこどもの健やかな成長にもつながる重要な課題であり、今後も相談しやすい雰囲気づくりと共に伴走型支援の充実に努める。
61-1					健康推進課	・生活習慣病予防、ロコモティブシンドローム予防等を目的に健康教育・相談を実施	A 健康教育を43回実施し、972名が参加、健康相談を45回実施し、6,179名が参加したため、A評価とする。	取り組みを継続する。
61-2				男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	こども家庭支援課	・子どもの健やかな成長を支援するために乳幼児健診、相談、電話相談等で指導を実施	A ・乳幼児相談：30回、985名 ・乳幼児健診(集団)：66回、1,562名 ・発達相談：1,012名実施 状況に応じ、支援を行ったため、A評価とする。	保健師、管理栄養士、臨床心理士等専門性をいかした各種指導を継続する。
61-3					学校教育課	健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。	A 栄養教諭や養護教諭を中核として、「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなどの指導を発達段階に応じて実施するとともに、保護者への啓発を行った。A評価とする。	今後も同様に取り組んでいく。
62				生涯にわたるスポーツ活動の推進	社会教育課	〈本津川市スポーツ協会〉〈本津川市スポーツ推進委員会〉〈本津川市スポーツ少年団〉スポーツを通じた交流の促進、健康の増進を目的とし、各種団体が大会を開催する支援を行う。 ■市内体育施設の利用促進。	A スポーツ協会主催による市民運動会、市民スポーツ大会等や教育委員会主催によるジュニアドッジボール大会、小学生陸上教室等、予定どおり開催した。	今後も、生涯にわたってスポーツに関わっていけるような活動の推進をしていく。
63		(8)困難な状況におかれた人への支援	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実	こども未来課	母子父子自立支援員を設置し、各種手当や制度・就職・生活等に関する相談を受けている。	A ひとり親家庭に対する制度の説明・受付や、自立に向けた助言等を行った。 個々に相談を実施したためA評価とする。	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく必要がある。
64-1				ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進	こども未来課	児童扶養手当(母子・父子)	A 児童扶養手当：586名へ給付(令和7年度末時点) 児童扶養手当受給者に対し、適切に手当支給を実施したためA評価とする。	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく必要がある。
64-2					こども未来課	高等技能訓練促進費等給付金、自立支援教育訓練給付金の支給	A 自立支援教育訓練給付：2名へ給付 高等職業訓練促進給付金：8名へ給付 高等職業訓練給付：2名へ給付 適切に給付金を支給したためA評価とする。	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく必要がある。
65-1			性の多様性に対する理解の促進		学校教育課	男女平等等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする	A 各学校において、学級活動や道徳の時間のほか、あらゆる教育活動の場において、人権教育に取り組んでおり、A評価とする。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育の推進を図る。
65-2				多様な性のあり方に関する理解を広めるための教育・啓発	人権推進課	性の多様性に関する理解を深め、啓発を行う。	A 性の多様性やLGBT+QIについての講演会を2小中学校で実施し、生徒及び保護者の理解を図った。 性の多様性やLGBTの内容の啓発DVDは希望された学校等に貸し出して理解を深めた。 LGBT理解増進法の成立に伴い、ホームページにも掲載した。	引き続き、継続していく。
66-1			複合的に困難な状況におかれた女性への支援	高齢者、障害者、外国人など生活上困難を抱える女性への支援の充実	社会福祉課	障がい者として生活の困難を抱える女性に対しての相談支援を実施。	A 障がい者やその家族の相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、各々の課題解決に向けた相談支援を実施。課題に応じた障害福祉サービス等の社会資源活用につなげることで困難さの解消を図った。	必要に応じて、女性センター等の他支援機関等と協働し、地域における連携体制の強化を図る必要がある。
66-2				高齢者の生活課題等の支援を行い課題解決に向け対応していく。	高齢介護課	地域包括支援センターと市との連携により高齢者の生活課題等の支援を行い課題解決に向け対応していく。	A 地域包括支援センターへの相談で、複合的課題等に地域ケア会議を開き専門職間の情報共有等を行い解決策等を検討したためA評価とする。	成年後見センターや、健康福祉部の「断らない相談窓口」との連携も回り相談体制の充実を図る。
67				生活困窮者への相談体制と支援の充実	くらしサポート課	生活困窮者(生活保護を含む)の相談体制、支援の充実	A 生活困窮者全体に対して、必要に応じハローワークへの同行や個別訪問等きめ細やかな支援を行った。	引き続き自立に向けて相談体制や支援の充実に努めていく。
68-1	基本目標3男女共同参画の意識づくり	(9)教育・学習における男女共同参画の推進	男女平等教育・教育の推進	人権尊重、男女平等についての教育・保育の推進	保育幼稚園課	人権に関する職員研修を実施し、性別にかかわらず、一人ひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	A 性別等により区別せず、一人ひとりの子どもの人権を大切にすることを基本に、豊かな感性と思いやりを育み、人権尊重の基礎的な資質を養うことを目指した人権教育・保育に取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。
68-2					学校教育課	男女平等等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする	A 各学校において、学級活動や道徳の時間のほか、あらゆる教育活動の場において、人権教育に取り組んでおり、A評価とする。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育の推進を図る。
69-1				性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進	保育幼稚園課	保護者(父・母)協働による教育・保育に取り組む。	A 保育参観の中で親子の交流を図った他、クラス懇談会を実施し、子育てについての悩み等について話し合いを行った。	取り組みのさらなる推進を図る。
69-2					学校教育課	個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。	A 希望進路の実現に向け、担任及び進路主任等により、個々に応じたきめ細かな指導相談を行っており、A評価とする。	今後も、担任及び進路主任による個々に応じた進路相談を行っている。
70				男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	社会教育課	〈市民・生涯学習・公民館講座〉〈女性教育事業〉各種講座の開催、交流と学習機会の提供。	A 子どもから高齢者まで、気軽に生涯学習に取り組むことが出来る機会を創出するため、年間を通じて各種講座(市民講座、生涯学習講座、公民館講座など)を開催した。	今後も、誰でもいつでもどこでも学ぶことができ、学んだ成果を活かすことができる生涯学習社会の実現に向けた取り組みを進める。
71-1				女性のエンパワメントのための学習機会の充実	社会教育課	〈女性教育事業〉生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	A 女性や親子、子育て世代に特化した各種講座を開設し、学習機会の充実を図った。 また、女性の会の教室開催、研修会開催などの取り組みを支援した。	今後も、女性や親子、子育て世代等を対象とした講座の充実・拡充に努める。女性の会の教室開催、研修会等の活動を支援していく。
71-2					人権推進課	女性のエンパワメントのため、キラリさわやかフェスタの開催や市民対象の男女共同参画講演会等を開催する。	A キラリさわやかフェスタや市民・職員対象の講演会を実施した。キラリさわやかフェスタは274名、男女共同参画講演会は65名の参加があった。	引き続き、啓発していく。

No	基本 目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	事業内容	実施結果(令和7年度)		課題・今後の方向性
							評価		
72-1					社会教育課	＜女性教育事業＞ 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を 深め啓発している。	A	令和7年度は利用の希望がなかったため、開設 しなかったが、一部公民館講座の教室開催、研 修会への参加の際に必要に応じて保育ルーム などを設けている。	開催する各事業について必要に応じて、保育 ルームがある施設を利用することを検討す る。また、募集時、女性に参加しやすい体制 があることを広報するように務める。
72-2				各事業を実施する際の保育ル ームの開設	観光商工課	観光振興に資する催しを開催する際に、授 乳室やオムツ交換スペースを設置している。	B	催しを開催する際は、子育て世代の参加を促 す為にも授乳室やオムツ交換スペースを設置 しているが、保育スペースの設置は行ってい ない。	開催する事業の特性に合わせ、必要であ れば保育ルームの設置を検討する。
72-3					こども未来課	子ども・子育て会議実施時の保育ルームの 開設	A	会議出席に伴って子どもを預けられない委員に 対し、保育ルームを開設し会議に参加しやすい 環境を整えたので、A評価とする。	引き続き、男女共に社会に参画できる環境を 整える取り組みを行う。
73-1			⑤家庭・地域 における男女 平等意識の 浸透	保護者及び教育関係者に対する 男女共同参画意識醸成のための 啓発	保育幼稚園 課	保護者（父・母）協働の教育・保育に取り組 む。	A	性別にかかわらず、保護者が協働による保育を 行い、成長を実感することで共に子育てに対 する喜びを感じてもらえるよう行事を工夫実 施した。	引き続き保護者協働の教育・保育に取り組 む。
73-2					学校教育課	人権に関する研究や啓発、研修会等を行う ために、市立小中学校の教職員等で組織し ている人権教育研究会に補助を行った。	A	木津川市人権教育研究会に補助を行い、研究 会を通して男女共同参画への意識啓発に努 めており、A評価とする。	今後も市人権教育研究会に対して支援を行 い、研究会を通して男女共同参画の啓発を 推進していく。
74-1				男女平等の視点に立った家庭教 育の啓発	社会教育課	＜女性教育事業＞ 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を 深め啓発している。	A	市PTA連絡協議会として家庭教育について講 演会を実施されている。	今後も、継続してPTA活動を支援していく。
74-2					人権推進課	男女平等の視点に立った家庭教育として親 子クッキングや男の料理教室を開催する。	A	親子クッキングは5組13人の親子の参加、男 の料理講座は3回コースを春秋の2回実施し て、のべ人数67名の参加があった。	引き続き、継続していく。
75		(10) 男 女平等・ 男女共 同参画 意識の 浸透	⑤男女共同 参画推進の ための広報・ 啓発の推進	各種講演会・講座等の開催	人権推進課	男女共同参画を目的として講座や講演会を 実施する。	A	男女共同参画週間には男女共同参画DVD上映 会・おしゃべり会を実施し、男女共同参画につ いて考える機会を持った。参加者は25名。	引き続き、継続していく。
76				男女共同参画週間等多様な機会 を通じた啓発活動	人権推進課	男女共同参画週間等に男女共同参画を目的 として街頭啓発、パネル展示、啓発物品の配 架を行う。	A	男女共同参画週間に市内商業施設で街頭啓 発を行った。また、女性センターでパネル展示や 啓発物品の配架をして、男女共同参画に向け ての啓発を行った。	引き続き、継続していく。
77				広報きづがわやホームページを活用 した広報活動	人権推進課	男女共同参画意識の浸透のため、広報きづ がわや女性センターの機関誌にて啓発を行 う。	A	広報きづがわには男女共同参画週間の記事を 掲載して啓発を行った。また、年に2回機関誌を 発行して男女共同参画の推進に向けた情報を 発信した。	引き続き、啓発していく。
78-1			⑥市職員にお ける男女共同 参画の視点 の浸透	職員研修等の定期的な実施	人事秘書課	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持 増進等に資するため研修を実施する。 職員のハラスメントに対する意識を高めるこ とを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和7年度 は6種類の研修を実施し、計363人が参加し た。	各種のニーズに対応するため、多くのメ ニューを実施することとなるが、多くの職員を 対象とした場合には、同一内容の研修を数 回以上実施しなければならない。外部講師に よる場合は、費用の問題、会場の問題などが 想定される。研修成果の検証、職場への フィードバックのための手法を検討する必要 がある。
78-2					人権推進課	男女共同参画の意識の浸透のため、職員研 修を行って啓発を行う。	A	職員及び市民を対象に「あなたはパートナーを どのようにんでいますか」をテーマとした男女 共同参画講演会を実施した。参加者は65名。	引き続き、啓発していく。
79				男女共同参画社会の実現に向け た会議の定期的な開催	人権推進課	男女共同参画社会の推進に関する施策を総 合的かつ効果的に図るために会議を開催す る。	A	男女共同参画審議会を4回、女性センター運営 委員会を1回実施して男女共同参画の取り組み についてご意見をいただく機会を持った。	今後も定期的に会議を開催して、男女共同 参画の推進に努める。
80			⑦国際的視 野に立った取 組の推進	国際交流事業の推進	社会教育課	＜木津川市国際交流協会（木津川市中学生 海外派遣事業等）＞ 木津川市において、幅広い国際交流の取組 を進める中で、住民の国際理解・国際交流活 動を促進し、国際化に対応する木津川市の 創造と国際親善に寄与することを目的とす る。	A	国際交流協会としてサンタモニカ市との交流事 業を再開し、受け入れを行った。中学生海外派 遣事業についても行った。 また、日本語教室・日本語支援ボランティア養 成講座を実施し、国際交流イベント（スリラン カを知らう、ミニツアー）を実施されており、市も活 動を支援している。	中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業 だけでなく、市内在住外国人への交流支援イ ベントを実施していくことも大切である。 また海外交流を実施するボランティアや、日 本語教室での日本人チューターが不足して おり、日本語支援ボランティア養成講座や広 報、交流イベントなどを通し、なり手を募っ ていく必要がある。
81				ジェンダー平等に関する国際的な 情報の収集と発信	人権推進課	ジェンダー平等に関する国際的な情報の収 集と発信していく。	A	SDGsのジェンダー平等に関する動画を市の ホームページに掲載し、啓発をしている。また、 ジェンダー指数を女性センターに掲示し、情報 の提供をおこなっている。	引き続き、情報収集と発信に努める。
82			⑧男女共同 参画に関する 情報の収集と 提供	男女共同参画に関する調査・分 析・研究	人権推進課	男女共同参画に関する調査・分析・研究を行 う。	A	「市の審議会等における女性委員の登用割 合」、「市の女性管理職の登用割合」や「市の男 性職員の育児休業取得率」など第2次木津川 市男女共同参画計画の指標について調査・分 析・研究を行っている。	引き続き、調査・分析・研究を行い、更なる男 女共同参画社会を目指す。
83				男女共同参画に関する情報の収 集・整理・提供	人権推進課	男女共同参画に関する情報の収集・整理・提 供に努める。	A	女性センターの機関誌（年2回発行）は様々な 情報を収集して、多角的な観点から男女共同 参画を捉えて発信を行っている。また、7年度に は、身近な男女共同参画の課題やその解決に 向け、市民・企業・団体、行政がそれぞれ取 組むべきことについて、ワークショップ形式で意見 交換をおこなった。（参加者18名）	引き続き、情報収集と発信に努める。
84				男女共同参画に関する苦情処理・ 相談体制の充実	人権推進課	男女共同参画の推進に関する苦情や意見に ついては、関係機関と連携しながら市民の立 場に立って相談に応じて適切に対応する。	A	男女共同参画条例及び施行規則において適切 な処理について定めているが苦情や相談は無 かった。	苦情や相談があった場合は、市民の立場に 立って話を聞いて対応していく。